



扶養状況に変更があれば必ず届出を！

「被扶養者資格確認調査」にご協力ありがとうございました。

昨年7月1日現在認定中の全被扶養者の方を対象に実施しました『被扶養者資格確認調査』にご協力いただきありがとうございました。

調査の結果、調査対象者 15,302 名中、432 名〔12月1日現在〕が、被扶養者の認定取消しとなりました。

主な、認定取消しの事由は、次の事例のとおりです。



事例 1 被扶養者が就職していた！

就職して他の健康保険等に加入していたが、認定取消しの手続きを忘れていた。

➔ 就職して他の健康保険等に加入していない場合でも、給与月額が認定限度額の月額である108,333円（130万円×1／12）を超える雇用契約をされている場合には、就職の日から認定取消しとなります。

事例 2 給与収入が認定限度額を超えていた！【その1】

パート・アルバイト等の給与収入の12ヵ月の累計が認定限度額（130万円未満）を超えていた。

➔ 給与収入には、課税分、非課税分を問わず、賞与・諸手当・交通費等も含まれます。このため、所得証明書上の収入額が認定限度額以内であっても、交通費等を含めると認定取消しとなる場合があります。

事例 3 給与収入が認定限度額を超えていた！【その2】

パート・アルバイト等の給与収入の月額が3ヵ月連続で認定限度額の月額（108,333円）を超えていた。

➔ 給与収入の12ヵ月の収入累計が130万円未満であっても、給与収入の月額が3ヵ月連続して認定限度額の月額を超えている場合は認定取消しとなります。

事例 4 年金収入が認定限度額を超えていた！【その1】

公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）と私的年金（企業年金や厚生年金基金、個人年金等）を合算した結果、年金収入が認定限度額（180万円未満）を超えていた。

➔ 私的年金（企業年金や厚生年金基金、個人年金等）も年金収入に含まれます。

事例 5 年金収入が認定限度額を超えていた！【その2】

受給中の年金の増額改定や新しく年金が発生（遺族給付や障害給付等も含む）したことにより、年金収入が認定限度額（180万円未満＜60歳未満で遺族給付のみの場合は130万円未満＞）を超えていた。

➔ 年金の種類によっては、年齢等により大幅に増額する場合があります。また、非課税となる遺族給付や障害給付等も年金収入に含まれます。

事例 6 年金収入が認定限度額を超えていた！【その3】

同一世帯内の者（父母、祖父母等）の受給中の年金の増額改定や新しく年金が発生（遺族給付や障害給付等も含む）したことにより、世帯合算による年金収入が、世帯合算による認定限度額を超えていた。

➔ 母のみを被扶養者としている場合も、その配偶者（父）がおられる場合、父母の収入の合算額により、被扶養者認定の認否の判断を行うこととなります。

事例
7

自営業、農業等の収入が認定限度額を超えていた！

自営業、農業等の収入について確定申告を行った結果、認定限度額（130万円未満又は180万円未満）を超えていた。

→ 税法上で認められる必要経費と扶養認定上認められる必要経費は異なります。また、自営業の職種によって、被扶養者資格認定にかかる必要経費の取扱いが異なります。このため、所得証明書上の所得額が認定限度額以内であっても、認定取消しとなる場合があります。

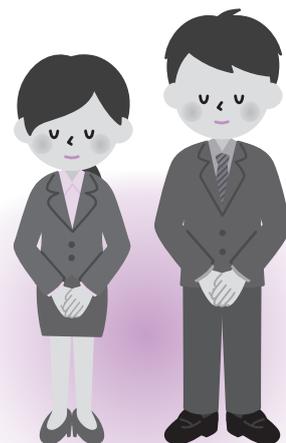
〔必要経費の詳細については、平成26年1月発行の共済ニュース「すこやか」をご覧ください。〕

このような、各事例に該当する場合、また、その他の事由により、被扶養者資格の認定取消しとなる場合には、所属所の共済事務担当課を通じて、速やかに被扶養者認定の取消し手続きをお願いします。

遡って認定取消しをした場合には、その間に医療機関で受診した医療費等については、後日、返還請求させていただくことになります。

また、来年度の『被扶養者資格確認調査』にも調査該当被扶養者の方の収入に応じて、「確定申告書（収支内訳書を含む）の写し」、「直近の年金改定通知書、年金振込通知書等の写し」、「給与明細書等の写し」、また、「別居者にかかる仕送りの事実が確認できる書類（通帳の写し等）」等々が必要になりますので、大切に保管しておいてください。

今後におきましても、『被扶養者資格確認調査』にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



被扶養者認定Q&A

事業収入について（必要経費の取扱い）

Q

私の夫は、飲食業を営んでいます。

小さなお店ではありますが、一人では調理から接客まで対応することができないため、数人の従業員を雇い、賃金を支払っています。

このような場合、従業員に支払った賃金は、被扶養者認定上において「必要経費」と認めただけなのでしょうか。



A

被扶養者とは、「主として組合員の収入により生計維持されている方」をいいます。

このため、被扶養者でありながら、その一方で従業員を雇い、その方の生計を維持することは社会通念上不適正であるため、「賃金・給料」については、被扶養者認定上において「必要経費」と認めることはできませんのでご注意ください。